

富士見市スポーツ推進審議会の役割について

区 分	内 容
根拠となる法令	富士見市スポーツ推進審議会条例 (昭和 5 2 年 3 月 8 日条例第 7 号) 改正：平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日条例第 1 4 号 (題名改称)
設置の目的	スポーツ基本法 (平成 2 3 年法律第 7 8 号) 第 3 1 条に基づき、富士見市スポーツ推進審議会を置き、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する。
会の役割	法第 3 5 条 (団体に対する補助金の交付について意見の聴取) の規定するもののほか、教育委員会又は市長の諮問に応じてスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及びこれらの事項に関し市長に建議する。
委員の数	1 0 人以内
委員の委嘱	市が委嘱
委員の条件	スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員、市民
委員の任期	2 年
会長等の選任	会長、副会長は委員の互選により定める。
会の開催	会長が招集する。会長は議長となる。
議事の決定	出席委員の過半数をもって決する。 可否同数の場合は議長の決するところによる。
公開／非公開	公開
傍聴について	傍聴可
会議録の公開	公開
所管する課	富士見市協働推進部文化・スポーツ振興課

【参考】スポーツ基本法（抜粋）

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

第五章 国の補助等

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

基本政策1-1 スポーツで元気になる

子どもから高齢者、障がいのある人などすべての市民が、生き生きとした日常生活を送るために、体力や技術、興味、目的に応じたスポーツを通じ、元気になることができる「まち」を目指します。

1-1-1 幼児からスポーツに親しむ環境整備

幼児などが、「遊び」も含め様々な形で体を動かせる環境整備を推進します。また、小・中学生が、スポーツの魅力や楽しさ・大切さを知り、スポーツに親しむことができる環境整備を推進します。

1-1-2 働く世代へのスポーツ機会の提供

地域の中で気軽にスポーツ活動に取り組める場を提供し、コミュニティの広がりや習慣的な健康づくりにつなげられるよう、働く世代へのスポーツ機会の提供を推進します。

1-1-3 高齢者に合わせたスポーツ機会の充実

健康や体力維持、フレイル予防や介護予防につなげられるよう、環境の整備と、高齢者に合わせたスポーツ機会を充実します。

1-1-4 障がいのある人がスポーツを楽しめる機会の充実

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の共生社会ホストタウンやそのレガシーを活かしながら、障がいのある人がスポーツを楽しめる機会を充実します。

基本政策1-2 スポーツにより交流が活性化する

地域のあらゆるスポーツ活動を通じて、市民の交流が活性化していく「まち」を目指します。

1-2-1 「する」（機会の充実）

市民があらゆる形でスポーツ活動に参加し、交流を深めることができるよう、「する」機会の充実を図ります。

1 2 - 2 「観る」(環境整備)

様々な交流やシティセールスを目的として、大会の誘致、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン・共生社会ホストタウンとしての取組などを通じ、「観る」環境整備を推進します。

1 2 - 3 「支える」(環境整備)

地域スポーツ団体等の活動支援、富士見TOPサポーターの活動機会の充実、レスリングのまち富士見市の推進などを通じて、市民を主体としたスポーツ活動の充実を目指し、「支える」環境整備を推進します。